

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成 22 年 9 月 30 日
株式会社証券保管振替機構

1 改正趣旨

現在、信託口を振替元の機構加入者口座とする各種振替請求（以下「信託口からの振替請求」という。）については、システム上、一時停止機能が利用できない仕様となっているが、今般、信託口の利用者から同機能を利用したいとの要望をいただいたことを踏まえ、一時停止機能の利用を可能とするよう仕様を変更する。

また、加入者情報 Web 端末の振替先口座照会機能について、被照会内容等の確認が可能な時限の延長の要望をいただいたことを踏まえ、被照会状況の問合せ等の終了時限を午後 5 時から午後 8 時に変更する。

これらに伴い、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）について所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 機構加入者口座の信託口からの振替請求又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求について、一時停止機能の利用を可能とする。

(規則 別表 4 (注) 4)

(2) 振替先口座照会における被照会状況の問合せ及び照会結果の確認の終了時限を午後 5 時から午後 8 時に変更する。

(規則 別表 3 4)

3 施行日

2 .(1) の改正については平成 22 年 10 月 18 日¹から施行し、2 .(2) の改正については平成 22 年 10 月 12 日から施行する。

以 上

¹ 平成 22 年 10 月 18 日以降に、当機構に対して送信するデータについて、一時停止機能の利用が可能となる。